



地域連携室 “あざれあ” 便り 38号

街路樹も少しずつ色づき始め秋の深まりを感じる季節となりました。日頃より地域連携室「あざれあ」の活動に対しご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。今月はいよいよスタートした委託事業を中心にご報告いたします。



東広島市、広島中央圏地域保健対策協議会「委託事業」スタート

平成 27 年 8 月の理事会で委託事業を受ける事が承認され、10 月からいよいよ委託事業が始まりました。(表 1) 東広島市はもとより広島中央圏域の医療介護連携推進に向けて、東広島地区医師会が積み重ねてきた 3 年間の活動を活かしていきたいと考えます。

東広島市委託事業（在宅医療・介護連携推進事業）		
1) 地域医療・介護サービス資源の把握（地域資源マップ）	①東広島市内全域を網羅し、医科、歯科、調剤薬局、訪問看護について 100%の掲載を目指す。 ②年 1 回を目安に更新する。	10 月調査 3 月配布
2) 医療・介護関係者情報提供の支援（EIR）	①EIR 普及活用研修及びアンケート調査・分析 ②先進地視察	12 月 10 月
3) 在宅医療・介護連携に関する相談支援（相談）	①委託対象は 65 歳以上の高齢者 ②地域包括支援センターとの連携及び情報の共有	月 1 回報告書提出
4) 医療・介護関係者の研修（研修）	①多職種交流会（1 回/年） ②事例検討会（3 回/年） ③医療・介護者向け研修（各 1 回/年） ④在宅医療の実際出前講座（3 回/年）	12 月 11・12・2 月 10・11 月 10・1・3 月
5) 地域住民への普及啓発（市民公開講座等）	①市民公開講座（1 回/年） ②ACP 説明会（適宜） ③住民向け在宅療養ミニ講座（2 回/年） ④冊子・リーフレット発行	2 月 11・12 月他 10・1 月 3 月配布
広島中央地域保健対策協議会委託事業（広島中央地域医療介護総合確保事業）		
1) 多職種連携研修	①多職種連携研修（各 1 回/年；竹原・東広島）	11・12 月
2) キャリアアップ研修	①医療系（診療報酬）研修及び冊子発行 ②介護・看護系、セラピスト系、全職種（各 1 回/年） ③医療機関向け在宅医療出前講座（2 回/年）	11 月研修 10・12 月
3) 勤務改善研修	①勤務改善研修（各 1 回/年；竹原・東広島）	11 月
4) 人材確保研修	①職業説明会（1 回/年）	未定
5) 住民意識啓発事業	①市民公開講座（1 回/年） ②在宅療養ミニ講座（2 回/年） ③がん患者・家族・支援者のつどい（1 回/年）	2 月 未定 12 月

(表 1)

27年9月1日～9月30日までの相談実績


 (相談件数;16件)

	月日	相談元	相談内容	支援経過・結果
1	9/1	居宅	訪問看護事業所紹介依頼	市内訪看事業所情報提供
2	9/1	MSW (市内)	A地域で配達可能な調剤薬局	薬剤師会に確認し情報提供
3	9/1	MSW (市内)	胃ろうの注入に関して	カンファレンス開催助言
4	9/1	MSW (市内)	退院後の連携依頼	退院後医師・CMと連携予定
5	9/1	MSW (市内)	在宅医紹介依頼	在宅ネットにて主治医決定
6	9/3	医師	看護小規模多機能における看護師の点滴の妥当性について	訪問看護指示書に基づき看護師の点滴可能 1)
7	9/3	訪問看護	連続してヘルパー訪看がサービス提供する場合の時間間隔	異なる職種の訪問であれば時間をあける必要なし
8	9/3	医師	グリーンケアについて	連携調整し訪問
9	9/4	訪問看護	徘徊のある人に対する所在確認のための無料制度について	市役所に問い合わせ確認対象の制度なし
10	9/4	医療事務	胃ろう患者の栄養注入バックの算定について	診療報酬委員に確認し、情報提供
11	9/4	居宅	精神科医師紹介依頼	市内の精神科医療機関情報提供
12	9/8	居宅	退院後の主治医の変更	医師との連携調整等助言
13	9/9	障害福祉課	訪問介護事業所の変更	ケア会議開催を助言
14	9/9	医療事務	がん患者に対する訪看の医療保険算定について	情報提供 「がん末期」の場合医療保険算定
15	9/16	訪問看護	精神科訪問看護の算定	訪問看護業務の手引き確認し情報提供
16	9/16	居宅	退院後の訪看の保険算定について	医療保険、介護保険の妥当性について助言

今月の相談内容は医師の紹介 2件、医療保険、介護保険の算定に関する相談 4件でした。相談元は居宅、MSW (市内)、訪問看護が中心となっています。



今月のトピックス～看護小規模多機能型居宅介護について～

1)



「通い」を中心に「泊まり」「訪問」を組み合わせる生活を支える「小規模多機能型居宅介護」に「訪問看護」がプラスされたサービスです。本来「小規模多機能型居宅介護」は登録者のみが利用できますが、「看護小規模多機能型居宅介護」の場合、訪問看護事業所としての事業を一体的に行っていれば、登録者以外の利用者に対しても訪問看護を行うことが可能です。

東広島市では現在「看護小規模多機能型居宅介護」事業所が2か所ありますが、登録者以外に訪問看護を提供できる事業所は1か所です。

